

令和元年6月定例総会議事録

日 時 令和元年6月18日（火） 午前9時28分～午前10時53分

場 所 佐賀市役所 4階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第1号 農地法第3条の3届出

第2号 農地法第18条合意解約通知

第3号 使用貸借解約通知

3. 局長専決処分報告

第1号 取消願（農地法第5条による届出）

第2号 農地法第4条による届出

第3号 農地法第5条による届出

4. 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

第6号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

第8号議案 農振法第10条の規定による変更申出

5. 閉 会

午前 9 時 28 分 開会

○会長（坂井邦夫君）

おはようございます。あちこちで水不足のニュースが入っており、まだ梅雨入りもしていないようですけれども、北山ダムの水があるということで、平坦部では「夢しずく」の田植えが終わったようです。しかしながら、「さがびより」など他品種の田植えの準備もあると思いますので、今日の総会がスムーズにいけますようによろしく願います。

それでは、先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は21名で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和元年 6 月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出 8 件、報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知 9 件、報告第 3 号 使用貸借解約通知 6 件、局長専決処分報告第 1 号 取消願（農地法第 5 条による届出） 1 件、局長専決処分報告第 2 号 農地法第 4 条による届出 2 件、局長専決処分報告第 3 号 農地法第 5 条による届出 1 件、議案としては、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請 3 件、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請 5 件、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請 11 件、第 4 号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転 7 件、第 5 号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定 111 件、第 6 号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について 1 件、第 7 号議案 農振法第 13 条の規定による変更申出（除外） 13 件、第 8 号議案 農振法第 10 条の規定による変更申出 11 件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は 6 月 6 日、北部は 6 月 7 日に行っております。

また、調査会については、南部が 6 月 11 日、北部が 6 月 12 日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

なお、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第 12 条第 2 項の規定に基づき、11 番委員の伊東委員、14 番委員の山口委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書 14 ページ、農地法第 5 条の規

定による許可申請、審議番号3番の審議結果について報告します。

第39回常設審議委員会議の報告。

佐賀市 農地法第4条の規定による意見聴取について0件、農地法第5条の規定による意見聴取について1件。

農地法第5条関係1件については、異議なしとして佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6・7・8

○会長（坂井邦夫君）

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から8番までの8件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページ及び5ページをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長（坂井邦夫君）

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から9番までの9件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書6ページ及び7ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3・4・5・6

○会長（坂井邦夫君）

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から6番までの6件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書8ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 取消願（農地法第5条による届出）

1

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第1号 取消願（農地法第5条による届出）、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書9ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第4条による届出

1・2

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第2号 農地法第4条による届出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書10ページをお開きください。

局長専決処分報告第3号 農地法第5条による届出

1

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第3号 農地法第5条による届出、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書11ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番の案件は、普通売買の案件です。

この案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書11ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

2・3

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号2番及び3番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号2番、3番の2件は、普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番及び3番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書12ページ及び14ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1

○会長（坂井邦夫君）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、転用目的が「墓地」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順

序を変更し、先にこの2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番の2件は、転用目的が「墓地」の案件で、一体のものとして申請されているため、一括審議・一括採決としました。

申請人は、檀家数が130戸ほどあり、新規に墓を建てたいとの要望があるため、墓地の敷地を確保したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分はともに、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準もともに、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番の2件につい

ては、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書12ページ及び13ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

2・3・4・5

○会長（坂井邦夫君）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番から5番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「太陽光発電設備」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、日当たりが良く、周囲に日照の妨げとなる建築物もないことから適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、フェンスの位置について確認したところ、隣接農地の耕作に支障が出ないように、境界から少し引いてブロックを積み、フェンスを設置する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「一般住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、申請地の南側に居住していますが、今般、土地の調査をしたところ、申請地が農地であることが判明したため、是正すべく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「貸駐車場及び貸資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地近くには、工場や農業生産法人があり、申請地を駐車場及び農業用資材置場として借りたいとの相談があったため、申請地を整備し、貸し出すことを考え、申請されたものです。

申請人に、申請地の地盤が軟弱であるため、造成方法について確認したところ、石灰による改良を行うため問題ないとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「植林」の案件で、申請地は、周囲が山林に囲まれ日当たりが悪く、耕作を続けることが困難であったため、手続きが必要とは知らずに植林していましたが、今般、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号2番から5番までの4件については、申請のとおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。13番委員。

○13番（福田義弘君）

確認いたします。

8ページの土地利用計画図を見ますと、北側に側溝を設置される計画になっておりますけれども、これについては高低差があるのですか。

○会長（坂井邦夫君）

はい、どうぞ。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

この側溝については、ここから東に行ったところが田として耕作されているため、水路として整備をしてほしいという要望に応じてU字溝を設置する計画となっております。東の方に勾配がついております。

○13番（福田義弘君）

はい、わかりました。

それと、雨水等の排水方向の矢印が西側の道路のほうに向いておりますけれども、そこには側溝か何か設置する必要はないのでしょうか。そのまま流れていくということがちょっと気になりますけれども。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

雨水については、北部建設事務所と協議をされていまして、西側に道路側溝がありますので、里道を経由してそちらのほうに排水される計画になっております。

○13番（福田義弘君）

はい、わかりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

2

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、国道264号線沿いで交通の便が良く、小学校や公共施設にも近いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地北側に残る農地について確認したところ、申請地の耕作土で嵩上げを行った後、譲渡人が畑として耕作を行うとの回答を得ました。さらに、この農地の西側水路敷部分については、水路管理者と協議の上、張りコンクリートを施工する予定であるとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページから18ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

3・4・5・6・7・8・9・10・11

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番から11番までの9件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号3番は、転用目的が「診療所及び貸店舗」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、現在、県外の眼科に勤めていますが、今般、佐賀市内で開業することを計画したところ、申請地は、国道や県道に面しており、交通の便も良く、住宅地に近接しているため適地と判断し、申請されたものです。なお、貸店舗については、調剤薬局に貸す計画となっております。

申請人に、施設の面積について確認したところ、入院設備はないが、日帰り手術を行う予

定であること、申請人は診察している患者が多いため、当面は医師1人で診察を行うが、やがては医師の増員も考えており、診察室を2部屋設ける計画となっていること、駐車場の台数についても受診者の多さを考慮して確保されたとの説明がありました。

また、盛り土について確認したところ、現在、土木業者と協議しているので、使う土についても配慮したいとの回答を得ました。

更に、申請地周辺は交通量が多く、渋滞が発生する場所であるため、交通整理員の配置について確認したところ、地元のためになるように検討したいとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「貸堆肥製造施設」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、現在市外で堆肥製造業を営んでいますが、事業拡大に伴い、新たに堆肥場の建設を計画したところ、申請地は原材料の大半を仕入れている複数の農家に近いため、適地と判断し、申請されたものです。

申請人に堆肥となる原材料とその提供元について確認したところ、野菜や花卉や剪定くずを原料とするものと、竹チップを原料とする堆肥の製造を計画しており、原材料の提供元は、市街化調整区域内であるため、材料は地元から提供してもらう必要があり、他地区からは受け入れる事が出来ないとの説明がありました。

また、委員からは、汚水や臭いについて、周囲に迷惑をかけることのないよう、対策出来ることはするように求められました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供

するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもので、第1種農地の占める割合は3分の1を超えないもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のfと決定しております。

審議番号5番から7番までの3件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に大型商業施設があり、国道にも近く、交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分について、審議番号5番及び7番は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

審議番号6番は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準について、審議番号5番及び7番は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）。

審議番号6番は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号8番は、転用目的が「自治会の駐車場」の案件で、申請人は、現在、自治会長をしていますが、自治会の公民館には駐車スペースが少ないため、集会等の際には、周囲の道路に駐車されることが多く、近隣住民に迷惑をかけている状況であり、今般、申請地を自治会の駐車場として整備したく申請されたものです。

なお、この自治会は、認可地縁団体になっていないため、自治会名義では所有権移転登記ができないことから、自治会の総会において、自治会長が個人名で登記することを決定した旨の総会議事録も提出されております。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号9番、10番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に保育園や小学校があり、市道に隣接しており交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。なお、申請地東側の私道については、申請地の3軒も持ち分を設定されますが、北側の私道については、持分の設定が無いとのことでした。

申請人に、申請地北側に隣接する水路について確認したところ、申請地側にL型擁壁を設置し、工事にあたっては水の流れが良くなるように浚渫を行うが、その後の管理については、自治会で行っていくことで地元からの同意を得ているとの説明がありました。

委員からは、水路の管理については、住宅購入者が後で困らないように検討して欲しい旨の意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号11番は、転用目的が「太陽光発電設備」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、日当たりが良く、周囲に日照の妨げとなる建築物もないことから適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、新設する手掘り水路を含めた、申請地の今後の管理について確認したところ、申請地周辺は圃場整備の行われていない棚田で、田越しで用排水を行っている地域であるため、地元生産組合との協議の結果、この手掘り水路を設置することにしたとのことで、周辺の農地に影響が出ないように、今後も適正に管理を行っていくとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号3番から11番までの9件については、申請のとおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。13番委員。

○13番（福田義弘君）

ちょっと確認いたします。

審議番号4番で、転用目的が貸堆肥製造施設ということになっております。その転用事由につきましても、譲受人は堆肥製造業を営んでおられますけれども、これは譲受人がまた第三者に貸すために、転用の目的が貸堆肥製造施設になっているのですか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局お願いします。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

譲受人が施設を整備した後、この方が経営されている堆肥製造会社に貸されるということです。

○13番（福田義弘君）

はい、わかりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号5番から7番までの3件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。13番委員。

○13番（福田義弘君）

5番から7番までですが、施設の概要のところでも今度取得される合計面積は1,287.1㎡、そのうち公衆用道路は107.39㎡を含むというふうになっておりますけれども、この公衆用道路は市の名義だったのか、それとも個人名義だったのか。

そして、その公衆用道路は開発の中に含まれるということになっているのか、確認したいと思います。

○会長（坂井邦夫君）

事務局いいですか。はい、どうぞ。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

1点目ですが、公衆用道路については個人の名義になっております。

2点目ですが、開発区域に含まれるかということですが、開発区域に含まれた申請になっております。

○13番（福田義弘君）

はい、わかりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番から7番までの3件については申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。13番委員。

○13番（福田義弘君）

8番についてですけれども、この自治会につきましても、調査会長の報告では認可地縁団体でないということで、とりあえず現在の自治会長さんの名義に贈与するという事になっておりますけれども、そうした場合は固定資産税等も課税されるということから、将来的には認可地縁団体になるように、部署は違いますけれども、そういった働きかけ等はされたのですか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局どうぞ。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

まず、固定資産税に関してですが、資産税課に確認したところ、自治会の駐車場として使

われるということであれば、申請をすれば免除になるということだそうです。

あと、名義の件については、今までも、地縁団体の登録に向けて、近隣の自治会と協議をされていますが、その地縁団体の区域について、まだ協議が整っていないということです。将来的には地縁団体となるよう、協議を進められると聞いております。

○13番（福田義弘君）

はい、わかりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号9番及び10番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号9番及び10番の2件については申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号11番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページ及び20ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1・2・3・4・5・6

○会長（坂井邦夫君）

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から6番までの6件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から6番までの6件：18,071㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この6件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この6件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この6件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から6番までの6件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書20ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

7

○会長（坂井邦夫君）

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号7番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号7番4, 403㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書26ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

17

○会長（坂井邦夫君）

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号17番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、北村守委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、北村委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、北村委員、退室願います。

〔16番北村守委員 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号17番の

新規 1件：12,032㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号17番については計画案どおり承認することに決定しました。

北村委員の入室をお願いいたします。

〔16番北村守委員 入室〕

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書21ページから42ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

17番を除く 1～85

○会長（坂井邦夫君）

審議番号17番を除く、審議番号1番から85番までの84件を議題とします。

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号17番の案件を除く、審議番号1番から85番までの84件

新規 23件 : 247,077㎡

更新 61件 : 302,403.04㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この84件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この84件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これから質疑に入ります。質疑ございませんか。14番委員。

○14番（山口敏勝君）

審議番号1番の農事組合法人の概要が分かったらお教えてください。

○会長（坂井邦夫君）

事務局、どうぞ。

○事務局（川崎富士子振興係主査）

ご質問がありました法人につきましては、平成27年6月17日に農事組合法人として設立され、構成員としては32名で構成されております。

そして、今回、新規として初めて利用権設定の申出がなされました。

以上です。

○会長（坂井邦夫君）

14番、よろしいですか。

○14番（山口敏勝君）

賃借料が無償ということについてお教えてください。

○会長（坂井邦夫君）

はい、どうぞ。

○事務局（川崎富士子振興係主査）

農事組合法人の構成員の方ということで無償で貸与と聞いています。

○会長（坂井邦夫君）

よろしいですか。

○14番（山口敏勝君）

わかりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この84件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号17番を除く、審議番号1番から85番までの84件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書42ページから48ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

86～111

○会長（坂井邦夫君）

審議番号86番から111番までの26件を議題とします。

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号86番から111番までの26件

新規 10件：37,527㎡

更新 16件：109,999㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この26件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この26件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この26件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号86番から111番までの26件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書49ページをお開きください。

第6号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

○会長（坂井邦夫君）

第6号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定についてを議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第6号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、調査会において審議したところ、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書50ページから52ページまでをお開きください。

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長（坂井邦夫君）

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号1番から9番までの9件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番は、除外目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は木工業を営んでいますが、敷地が手狭であり、業務に支障をきたしているため、申出地を資材置場として利用したく、申出されたものです。

なお、申出地南側に残る農地については、地権者が畑として耕作する旨の説明がありました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認を行い、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号2番から7番までの6件は、除外目的が、「道路の拡幅」の案件で、一体のものとして申出されたものであるため、一括審議・一括採決としました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、申出地の西側で病院を運営していますが、申出地の南側の道路は、地元農家のほか、病院の救急車両や患者及び病院関係者も利用しており、道路幅員が狭いため、農業用車両との離合ができず、近隣農家に迷惑をかけている状況とのことで、これらを解消したく申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認を行い、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号8番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は、現在、県外に居住していますが、佐賀県内への転勤に伴い、祖父の農業を手伝うとともに、本家の生活を援助したいと考え、本家に隣接する申出地に分家住宅を建築したく、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認を行い、申出地の一部を許可なく転用されたことについても悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「県庁、市役所又は役場から概ね300m以内の農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（b）のiii。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号9番は、除外目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人が土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため適法化したく、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認を行い、許可なく転用されたことについても悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「県庁、市役所又は役場から概ね300m以内の農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（b）のiii。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号1番から9番までの9件については、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については申出どおり承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号2番から7番までの6件については、除外目的が「道路の拡幅」の案件で、一体のものとして申出されたものです。

そこで、この6件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この6件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この6件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番から7番までの6件については申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号8番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書53ページ及び54ページをお開きください。

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

10・11・12・13

○会長（坂井邦夫君）

審議番号10番から13番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号10番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は借家に家族6人で居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、分家住宅の建築を計画したところ、申出地は、実家や、実家が耕作する農地に近く、実家の農業の手伝いと親の面倒を見る上で適地と考え、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号11番は、除外目的が「工場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、鉄鋼材の塗装加工業を営んでいますが、今般、農業用水管の塗装加工を事業展開するにあたり、現在の敷地では手狭であるため、申出地を水管橋などの製品置場としたく、申出されたものです。

申出地西側の水路の被害防除については、張芝と土留めブロックを設置される計画となっておりますが、市河川砂防課からは強度不足との指摘があり、現在も協議中とのことで、委員からも、護岸の補強工事については、水路が損傷しないように施工してほしい旨の意見が出されました。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号12番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は実家に2人の子どもと両親と同居していますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、分家住宅の建築を計画したところ、申出地は、実家や、実家が耕作する農地に近く、実家の農業の手伝いと親の面倒を見る上で最適と考え、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号13番は、除外目的が「植林」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出地は、山間部で山林に囲まれ日照条件が悪く、また、猪の被害が多い場所にあり、耕作を続けることが困難なため、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号10番から13番までの4件については、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号10番について質疑に入ります。質疑ございませんか。6番委員。

○6番（鶴 敏春君）

土地利用計画図の10ページのところで、申請建物の右側の23番1の土地は田ですか、宅地ですか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

23番1については田です。

○6番（鶴 敏春君）

田ですね。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

はい。

○6番（鶴 敏春君）

確かに、農振除外できる要件があるかもしれませんが、実際この辺は圃場整備をしていないと思いますが、結構広がりのある農地だと思うんですよね。図面からもわかるとおり、周りは全部農地だし、ぽつんと1軒住宅を建てると、何かこういうふうに虫食い状態のように開発されるのはどうかなという気もするんですけど、この場所しかなかったのかどうか、その辺何か事務局わかれば。ほかに適当な場所がなかったのかどうか。

○会長（坂井邦夫君）

はい、事務局。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

今回の申請は分家住宅ということで、分家住宅の要件が、前から持っている土地でないと建てられないということで、宅地と隣接している23番2が青地で、他人の農地なので、そちらに住宅を建てるのができないというのが1点と、事務局の方からも、別の場所を検討するよう、農振除外の担当者と一緒に協議をして、それでもないということでこちらの方を選定されております。

○6番（鶴 敏春君）

確かに、ほかにないということでここに決められて、後は農地転用の申請もされるでしょうけれども、何かこういうところを開発されるというのは、我々農業委員としては避けてい

ただきたいというかですね。しかし、法的に要件を満たしているのなら仕方ないと言われてればそれまででしょうけれども、何か痛しかゆしの感じがするなと思いましたが質問しました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号11番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号12番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号13番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号13番については申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書55ページから57ページまでをお開きください。

第8号議案 農振法第10条の規定による変更申出

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長（坂井邦夫君）

第8号議案 農振法第10条の規定による変更申出、審議番号1番から9番までの9件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から9番までの9件について、調査会において審議したところ、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りいたします。

この9件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この9件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を集結し、これより採決します。

この9件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から9番までの9件については申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書58ページをお開きください。

第8号議案 農振法第10条の規定による変更申出

10・11

○会長（坂井邦夫君）

審議番号10番及び11番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号10番及び11番の2件について、調査会において審議したところ、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りいたします。

この2件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を集結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号10番及び11番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和元年6月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会令和元年6月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和元年6月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時53分 閉会